

財政健全化法

市の財政指標を公表

平成21年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

この指標は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政が悪化した場合に早期に是正することを

目的に、平成19年度に設けられたものです。

早期健全化基準を超えると、財政健全化計画を策定しなければならなくなるなど、財政運営上の制約を受けることになります。
成田市は、どの指標も早期健全

●健全化判断比率

(単位：%)

	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	11.53	20.00
連結実質赤字比率	－	16.53	40.00
実質公債費比率	7.2	25.0	35.0
将来負担比率	37.5	350.0	

※「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、黒字の場合「－」の表記

●資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0
簡易水道事業特別会計	－	20.0
公設地方卸売市場特別会計	－	20.0
下水道事業特別会計	－	20.0
農業集落排水事業特別会計	－	20.0

※資金不足とならない場合は、「－」の表記

化基準を大きく下回っています。

財政指標の概要

○実質赤字比率：一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する比率

○実質公債費比率：一般会計などが負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○将来負担比率：一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○資金不足比率：公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

標準財政規模とは、地方公共団体の、標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示します。

平成21年度決算の概要は、「広報なりた」12月1日号に掲載する予定です。

※くわしくは財政課(☎20-11512)へ。

国勢調査

皆さんの
よりよい生活のために

平成22年10月1日



10月1日(金)、全国一斉に国勢調査が行われます。

国勢調査は、日本の未来を考えるために欠かすことのできない、最新の人口・世帯に関する重要な調査です。

調査の結果は、少子高齢化社会への取り組みや、雇用対策、生活環境の整備など、国や地方自治体の行政に生かされます。

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

- ①国民健康保険税(第3期)
- ②後期高齢者医療保険料(第3期)
- ③介護保険料(第3期)

納期…9月16日(木)～30日(木)

※くわしくは①②保険年金課(☎20-1526)、③介護保険課(☎20-1545)へ。

※くわしくは市国勢調査実施本部(☎20-1780)へ。

調査の対象は、赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住んでいるすべての人です。
9月23日(木)～30日(木)に、調査員が皆さんのお宅を訪問し、調査票を配布します。
記入した調査票は封筒に入れ、封をして調査員に渡すか、市に郵送してください。
調査員は国勢調査員証を携帯し、従事者用腕章を着けて訪問します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

総合5か年計画

素案に対する 意見を募集します

市では、平成23年度からの5か年の施策・事業を計画的に実行するための、実施計画の策定を進めています。

計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんに公表し、次の通り意見を募集します。

募集期間 9月16日(木)～30日(木)

素案の閲覧場所 企画政策課(市役所3階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所総務課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、企画政策課ホームページ(<http://www.city.naria.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/index0003.html>)

意見の提出方法 素案の閲覧場所

にある意見提出用紙に必要事項を書いて閲覧場所の窓口に出すか、Eメール・FAX・郵送で企画政策課(Eメール

kikaku@city.naria.chiba.jp

FAX 24・1006 〒286・

8585 花崎町760)へ

結果の公表 提出された意見は、

内容ごとに整理・分類し、市の考えとともに後日企画政策課ホームページなどに掲載します

※くわしくは同課(☎20・1500)へ。

林地開発行為の適正化

10月1日から 条例が施行されます

「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」は、乱開発や無秩序な林地開発を防ぎ、森林の各種公益的機能を十分に生かすこと

を目的に制定され、10月1日から施行されます。

これにより、林地開発行為を行う場合の各種手続きが義務化され、条例義務違反者に対する措置命令などの処分規定が設けられました。

※くわしくは県森林課(☎043

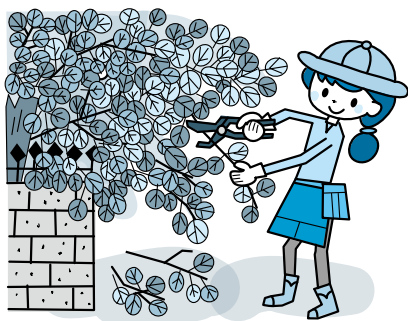
・223・2955)または印

旛農林振興センター(☎043

・483・1130)へ。

伸び過ぎた樹木

適正な管理を



車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や自転車・歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

枝の剪定(せんてい)や垣根の刈り込みなど、所有者は適正な管理をお願いします。剪定した枝は、ごみ収集袋(燃

やせるごみ)に入れ、集積所へ出ししましょう。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

秋の全国交通安全運動

思いやりを持った 運転を

9月21日(火)～30日(木)に、『安心を光で届ける 反射材』をスローガンに、秋の全国交通安全運動が実施されます。運動の重点事項は次の通りです。

○高齢者の交通事故防止

○夕暮れ時と夜間の、歩行中・自転車乗車中の交通事故防止

○すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

の徹底

○飲酒運転の根絶

交通事故をなくすには、一人一人が交通ルールを守り、思いやりを持った運転を心掛けることが必要です。

この運動をきっかけに、家族で交通安全について話し合ってみましょう。

交通安全ポスター展

秋の全国交通安全運動の一環として、小中学生から募集した「交通安全ポスター」の入賞作品を展

示します。

期間 9月18日(土)～30日(木)

会場 伊オンモール成田2階ムラ

サキスポーツ前

昨年の市長賞受賞作品



小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学生の部

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

使用済み自動車

処分は適切に

道路などに放置された自動車は、通行の妨げになるばかりでなく、地域の美観を損ねます。また、放置自動車周辺にごみを不法投棄されるなど、生活環境の悪化も生じさせています。

市では「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、所有者・使用者に対して早急な移動を指導しています。使用済みの自動車は、販売店や引取業者に引き渡して廃車の手続きをするなど、適切に処分してください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

市独自の奨励金

障がい者などを雇用した事業主に

対象Ⅱ市内に事業所を持ち、次の①～⑤のいずれかに当てはまる市内在住者を常雇労働者として雇用(①～④は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る)した事業主

①障がい者

②母子家庭の母

③高齢者(55歳以上65歳未満)

④心身障がいのため、労働能力を失っている夫の配偶者

⑤自己の事業所(定年を60歳以上に定めている事業所に限る)の定年退職者

奨励金の額Ⅱ1人につき月額17,000円(重度障がい者は22,000円)

助成期間Ⅱ雇用した翌月から12カ月(重度障がい者は18カ月)

申請期間Ⅱ9月21日(火)～30日(木)

地域でのリサイクル
推進しています

市では、ごみの減量化と再資源化を図るため、資源ごみを回収するリサイクル運動を推進しています。現在、子ども会や自治会など172団体がリサイクル活動を行っており、新たに活動に取り組む団体の登録を随時受け付けています。

対象Ⅱ区・自治会・子ども会・老人クラブ・小中学校PTA、そ

のほか地域住民で構成された営利を目的としない団体

奨励金Ⅱ市内の家庭から集めた資源物Ⅱ紙類・繊維類・瓶類・缶類・金属類・ペットボトル(ペットボトルは下総・大栄地区を除く)

※申し込みはクリーン推進課(☎20-1530)、下総支所農産土木課(☎96-1112)、大栄支所農産土木課(☎73-8063)へ。



テロ事件の未然防止
2010年APECの警戒警備にご協力を

平成13年9月の米国同時多発テロ事件以降、世界各地でイスラム過激派による悲惨なテロ事件が後を絶ちません。

11月には、横浜市でAPEC(アジア太平洋経済協力)首脳会議

が開催されます。わが国は、イスラム過激派からテロの標的として名指しされており、この機会を狙った国際テロ組織によるテロ事件の発生が懸念されています。

警察では、テロ事件の未然防止を図るため、テロリストの国内潜伏や爆発物製造を防止するための対策を講じ、多くの人が集まる施設などに対する警戒警備活動や交

通規制を実施するなど、警戒強化に努めています。

警察からのお願い

皆さんからの情報がテロリストの犯行を防ぎます。周辺で「何か変だぞ」と感じたときは、迷わず110番または成田警察署(☎27-0110)へ連絡をお願いします。

※くわしくは同署へ。

「法の日無料相談会」

10月1日の「法の日」にちなみ、各種団体による無料相談会が行われます。くわしくは各問合わせ先へ。

相談名	期 日	会 場	相談内容	問合わせ先
司法書士相談	10月4日(月) 午前10時～午後3時	市役所2階 201会議室	不動産登記、法人の登記、簡易裁判所訴訟・自己破産・債務整理・成年後見手続きなど	千葉司法書士会 佐倉支部 ☎24-7333
公証相談	10月6日(水) 午前9時30分～正午	市役所2階 201会議室	遺言・契約・会社定款・私文書の認証など公正証書の作成	千葉地方法務局 佐倉支局 ☎043-484-1222 ※電話での相談には応じられません
	10月16日(土) 午前8時～正午	成田公証役場(花崎町814-56カワイビル3階)		
不動産に関する無料相談	10月12日(火) 午前10時～午後4時	市役所1階 市民ロビー	不動産に関して	千葉県不動産鑑定士協会 ☎043-222-5795
調停相談	11月6日(土) 午前9時～午後4時	保健福祉館	離婚問題、親子関係、遺産相続、サラ金債務、交通事故、土地・建物問題、相隣関係など	佐倉調停協会 ☎043-484-1215
	11月6日(土) 午前9時～午後4時	四街道市総合福祉センター		
	11月13日(土) 午前9時～午後4時	ミレニアムセンター 佐倉		
	11月13日(土) 午前9時～午後4時	印西市総合福祉センター		